

(市街化調整区域内の建築等)

第1条の4 都市計画法施行令(昭和44年政令第158号)第36条第1項第3号ハの規定による条例で定める建築物又は第一種特定工作物は、次のとおりとする。

- (1) 第1条の3第1号又は第2号に掲げる開発行為を行う土地において予定される建築物の要件に該当する建築物
- (2) 第1条の3第2号に掲げる開発行為を行う土地において予定される第一種特定工作物の要件に該当する第一種特定工作物
- (3) 市街化区域からおおむね2キロメートル以内の地域で、かつ、自然的社会的諸条件から市街化区域と一体的な日常生活圏を構成していると認められる地域のうちおおむね50以上の建築物(市街化区域に存するものを含む。)が連たんしている地域内の土地であって当該土地に係る区域区分の日前から宅地であるものにおける建築物(建築基準法別表第二(イ)項に掲げる建築物に限る。)

(開発許可標識の掲示)

第2条 法第29条第1項又は第2項の規定による許可(以下「開発許可」という。)を受けた者は、当該開発許可に係る工事に着手する日から法第36条第3項の規定による公告の日まで、工事現場において公衆の見やすい場所に、規則で定める事項を記載した開発許可標識を掲げなければならない。

2 法第35条の2第1項の規定による許可を受けた者又は同条第3項の規定による届出をした者は、速やかに、前項の開発許可標識に必要な修正を加えなければならない。

(工事着手の届出)

第3条 開発許可を受けた者は、当該開発許可に係る工事に着手したときは、規則で定めるところにより、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

(許可に基づく地位の承継の届出)

第4条 法第44条の規定により開発許可に基づく地位を承継した者は、規則で定めるところにより、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

(手数料)

第5条 開発許可の申請をしようとする者は、開発行為許可申請手数料として、1件につき、次の表の上欄に掲げる開発行為の目的の区分及び同表の中欄に掲げる開発区域の面積の区分に応じ同表の下欄に定める額を納付しなければならない。

開発行為の目的	開発区域の面積	金額
	0.1ヘクタール未満	8千8百円

主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為	0. 1ヘクタール以上0. 3ヘクタール未満	2万2千百円
	0. 3ヘクタール以上0. 6ヘクタール未満	4万4千3百円
	0. 6ヘクタール以上1ヘクタール未満	8万8千6百円
	1ヘクタール以上3ヘクタール未満	13万2千9百円
	3ヘクタール以上6ヘクタール未満	17万7千2百円
	6ヘクタール以上10ヘクタール未満	22万5千5百円
	10ヘクタール以上	31万百円
主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為	0. 1ヘクタール未満	1万3千2百円
	0. 1ヘクタール以上0. 3ヘクタール未満	3万千円
	0. 3ヘクタール以上0. 6ヘクタール未満	6万6千4百円
	0. 6ヘクタール以上1ヘクタール未満	12万4千円
	1ヘクタール以上3ヘクタール未満	20万3千8百円
	3ヘクタール以上6ヘクタール未満	27万4千7百円
	6ヘクタール以上10ヘクタール未満	34万5千6百円
10ヘクタール以上	48万7千4百円	
その他の開発行為	0. 1ヘクタール未満	8万8千6百円
	0. 1ヘクタール以上0. 3ヘクタール未満	13万2千9百円
	0. 3ヘクタール以上0. 6ヘクタール未満	19万8千円
	0. 6ヘクタール以上1ヘクタール未満	26万5千8百円
	1ヘクタール以上3ヘクタール未満	39万8千8百円

	3ヘクタール以上6ヘクタール未満	52万2千8百円
	6ヘクタール以上10ヘクタール未満	67万3千5百円
	10ヘクタール以上	89万5千百円

2 法第35条の2第1項の規定による許可の申請をしようとする者は、開発行為変更許可申請手数料として、1件につき、次の各号に掲げる変更の区分に応じ当該各号に定める額を合算した額（その合算した額が前項の表の下欄に定める額のうち最も高い額を超えるときは、その額）を納付しなければならない。

(1) 開発行為に関する設計の変更（次号に掲げる変更のみであるものを除く。）

開発行為の目的の区分及び開発区域の面積（次号に掲げる変更を伴う場合にあつては変更前の開発区域の面積、開発区域の縮小を伴う場合にあつては縮小後の開発区域の面積）の区分に応じ前項の表に定める額に10分の1を乗じて得た額

(2) 新たな土地の開発区域への編入に係る法第30条第1項第1号から第4号までに掲げる事項の変更

開発行為の目的の区分及び新たに編入される開発区域の面積の区分に応じ前項の表に定める額

(3) その他の変更

1万円

3 法第41条第2項ただし書（法第35条の2第4項において準用する場合を含む。）の規定による許可の申請をしようとする者は、市街化調整区域内等における建築物の特例許可申請手数料として、1件につき、4万6千円を納付しなければならない。

4 法第42条第1項ただし書の規定による許可の申請をしようとする者は、予定建築物等以外の建築等許可申請手数料として、1件につき、2万6千円を納付しなければならない。

5 法第43条第1項の規定による許可の申請をしようとする者は、開発許可を受けない市街化調整区域内の土地における建築等許可申請手数料として、1件につき、次の表の上欄に掲げる敷地の面積の区分に応じ同表の下欄に定める額を納付しなければならない。

敷地の面積	金額
0・1ヘクタール未満	6千9百円
0・1ヘクタール以上0・3ヘクタール未満	1万8千4百円
0・3ヘクタール以上0・6ヘクタール未満	3万9千4百円

0・6ヘクタール以上1ヘクタール未満	6万9千5百円
1ヘクタール以上	9万7千4百円

- 6 法第45条の規定による承認の申請をしようとする者は、開発許可を受けた地位の承継の承認申請手数料として、1件につき、次の表の上欄に掲げる申請に係る開発行為の目的の区分に応じ同表の下欄に定める額を納付しなければならない。

開 発 行 為 の 目 的	金 額
主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為	1千7百円
主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為	開発区域の面積が1ヘクタール未満の場合にあっては1千7百円、1ヘクタール以上の場合にあっては2千7百円
その他の開発行為	1万7千3百円

- 7 法第47条第5項の規定による開発登録簿の写しの交付の申請をしようとする者は、開発登録簿の写しの交付手数料として、用紙1枚につき、470円を納付しなければならない。

(徴収時期)

第6条 前条各項に規定する手数料は、申請の際に徴収する。

(減免)

第7条 市長は、災害その他特別の事由があると認めるときは、第5条各項に規定する手数料を減免することができる。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

7 自動車車庫（建築物に附属するものを除く。）

8 店舗，飲食店の用途に供する建築物でその用途に供する部分の床面積の合計が 500 平方メートルを超えるもの

備考 第4号から第8号までに掲げる建築物については，建築基準法別表第二（ほ）項に掲げる建築物を除く。

第2章 土地利用方針

(土地利用方針)

第8条 市長は、基本理念にのっとり、開発事業の実施に関し、郊外部における適正かつ合理的な土地利用を図る上で事業者が配慮すべき事項に関する方針を、土地利用方針として定めるものとする。

2 土地利用方針は、仙台市基本計画その他土地利用に関する本市の基本的な計画に即するものとする。

3 土地利用方針において定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 郊外部の土地利用に関する基本的な事項

二 郊外部における開発事業の実施に関し事業者が配慮すべき基本的な事項

三 前二号に掲げるもののほか、郊外部における開発事業の実施に関する重要な事項

4 市長は、土地利用方針を定めようとするときは、市民及び事業者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、仙台市土地利用調整審議会の意見を聞かなければならない。

5 市長は、土地利用方針を定めたときは、速やかに、これを公表しなければならない。

6 前2項の規定は、土地利用方針を変更する場合（軽微な事項で規則で定めるものについて変更する場合を除く。）について準用する。

(集落等における特例)

第9条 市長は、集落等の区域内において住所を有する者、事業を営む者又は土地若しくは建物を所有する者の要請により、当該区域の特性にふさわしい土地利用を一体的に図るため必要と認めるときは、規則で定めるところにより、土地利用方針に、当該区域内における特例として、当該特例の対象となる地区、当該地区内において開発事業とする行為の種別及び規模並びに開発事業の実施に関し事業者が配慮すべき事項に関する方針（以下「集落等における土地利用方針」という。）を定めることができる。

第3章 土地利用調整に関する手続等

(開発事業構想検討書の作成)

第10条 事業者は、開発事業の構想の立案に際し、当該開発事業を実施しようとする区域（以下「事業区域」という。）に係る土地利用方針との整合性の確保を図るものとし、次に掲げる事項を記載した開発事業構想検討書を作成しなければならない。

一 事業者の氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

二 開発事業の名称、種別、目的及び構想の内容

三 事業区域の位置

四 周辺地域（事業区域の周辺の区域で開発事業の実施によって影響を受けるおそれがあるもの及び当該事業区域をいう。以下同じ。）における土地利用の現況

五 周辺地域における環境の状況

六 周辺地域の仙台市基本計画等における位置付け

七 周辺地域における土地利用の規制の状況

八 周辺地域における土地利用方針の内容

九 当該区域を事業区域として予定する理由

十 開発事業の構想の検討に係る経過（第3項の規定により当該開発事業の概要を説明し、意見の聴取を行った場合にあっては、説明の方法、意見の有無等を含む。）

十一 開発事業の実施に際し適正かつ合理的な土地利用を図る上で留意すべき事項

第2章 土地利用方針

(土地利用方針の軽微な事項)

第7条 条例第8条第6項の規則で定める軽微な事項は、次に掲げるものとする。

- 一 条例第8条第3項第2号に掲げる事項のうち、事業者が配慮すべき基本的な事項を定める区域（以下この条において「基本事項区域」という。）の境界に関する事項であつて、次に掲げるもの
 - イ 鉄道その他の施設、河川、がけその他の地形又は地物（以下このイにおいて「鉄道等」という。）により定めた基本事項区域の境界の変更で、当該変更が鉄道等の変更によるものであるもの
 - ロ 農業振興地域の整備に関する法律第八条第二項第一号に規定する農用地区域その他の法令等の規定に基づき定められた区域の境界（以下このロにおいて「農用地区域等の境界」という。）により定めた基本事項区域の境界の変更で、当該変更が農用地区域等の境界の変更によるものであるもの
 - 二 法令等の制定又は改廃に伴い当然必要とされる規定の整理に係るもの
- 2 前項第一号イ又はロに掲げる基本事項区域の境界の変更をした場合には、市長は、当該変更後速やかに、仙台市土地利用調整審議会に対し、当該変更の内容を報告するものとする。

(集落等における特例)

第8条 条例第9条の集落等における土地利用方針は、面積が3,000平方メートル以上の地区について定めるものとする。

第3章 土地利用調整に関する手続等

(資料提供等の依頼等)

第9条 事業者は、条例第10条第4項に規定する市長による資料の提供、助言、指導等（以下「資料提供等」という。）を必要とするときは、書面により市長に依頼するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による依頼があつた場合は、速やかに資料提供等に関する検討を行い、その結果を当該事業者に通知するものとする。

(開発事業計画書等の公告事項及び縦覧の場所)

第10条 条例第12条の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 事業者の氏名及び住所（法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地。第13条第三号において同じ。）
 - 二 開発事業の名称及び目的
 - 三 事業区域の位置及び面積
 - 四 開発事業計画書等の縦覧の期間及び時間
 - 五 開発事業計画書について郊外部における適正かつ合理的な土地利用を図る見地から事業者が配慮すべき事項につき意見を有する者が条例第14条第1項の規定により意見書を提出することができる旨並びに当該意見書の提出期間及び提出先
- 2 条例第12条の規定による開発事業計画書等の縦覧の場所は、都市整備局建築宅地部開発調整課その他市長が必要と認める場所とする。

(説明会の開催方法等)

第11条 条例第13条第1項の説明会は、説明対象区域（開発事業計画書に記載した事業区域並びに当該事業区域の周辺の区域で開発事業の実施によって影響を受けるおそれがあるものとして事業者及び市

附 則（平25，6改正）

この規則は、公布の日（平成25年6月25日）から施行する。

附 則（平28，3改正）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平30，3改正）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平31，3改正）

この規則は、公布の日から施行する。

別記様式（第33条関係） 省略

開発行為事前協議願書

年 月 日

仙台市長

事前協議願出人

住 所

氏 名

TEL ()

次の開発行為について、仙台市開発指導要綱第8条の規定に基づき事前協議を行いたく
願います。

1. 開発区域に含まれる地域の名称	
2. 開発区域の面積	平方メートル
3. 予定建築物の用途	
4. 自己の居住, 自己の業務, その他の別	
5. 設計者 住所 氏名	TEL ()
6. 工事施行者 住所 氏名	TEL ()

受付年月日・番号	年 月 日	第	号
----------	-------	---	---

設計者の資格証明に関する書類

年 月 日

仙台市長

設計者 住所
氏名
生年月日 年 月 日

都市計画法施行規則第19条に規定する資格については、下記のとおりです。

記

最終 学歴	学 校 名	学部科名	在学期間	所 在 地		卒業又は中退の別
			年 月から 年 月まで			
主 な 実 務 経 歴	勤 務 先	所 在 地	在 職 期 間		職 名	職務内容
			年 月～年 月	年数		
主 な 設 計 歴	事 業 主 名	工 事 施 工 者	工 事 施 行 場 所	面 積	年 月 日	
建 は に 築 技 よ 士 術 る 法 士 資 又 法 格	資 格 内 容	取 得 年 月 日	取 得 場 所	登 録 及 び 合 格 番 号	※照合印	
※ 該 当 資 格		都市計画法施行規則第19条第1号のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、第2号				

- (注) 1 ※印欄は記入しないこと。
2 卒業証明書、実務経歴証明書等を添付すること。

年 月 日		
事 前 協 議 書		
仙台市開発指導要綱第8条及び都市計画法第32条の規定に基づき協議願います。		
事前協議願出人 住 所 氏 名 連絡先		
事前協議願書 受付年月日・番号	年 月 日 第 号	
1. 開発区域に含まれる地域の名称		
2. 開発区域の面積	平方メートル	
3. 予定建築物の用途		
4. 自己の居住, 自己の業務, その他の別		
5. 設計者住所, 氏名, 連絡先		
6. 工事施行者住所, 氏名, 連絡先		
7. 既存公共・公益施設の有無及び名称	有・無	
同意の内容及び指示事項		

（注）設計説明書〔その1〕及び〔その2〕を添付すること。

8. 新設公共・公益施設の有無及び名称		有・無	
協議項目	協議内容		協議結果
管理予定者			
土地の帰属			
費用の負担 (法第40条3項)			
その他協議事項			
<p>仙台市開発指導要綱第8条の規定により 年 月 日に提出した開発行為の事前協議願書に基づく協議，及び都市計画法第32条に基づく同意，又は協議について当該事前協議書のとおり成立した。</p> <p>年 月 日</p> <p>事前協議願出人</p> <p>住 所 氏 名 連 絡 先</p> <p>公共・公益施設管理者</p> <p>住 所 氏 名 連 絡 先</p> <p style="text-align: right;">印</p>			
担当者及び連絡先	内線		

開発行為事前協議取り下げ書

年 月 日

仙台市長

事前協議願出人

住 所 _____

氏 名 _____

仙台市開発指導要綱第8条の規定に基づき、 年 月 日付で願い出た開発行為事前協議について、下記の理由により取り下げいたします。

記

1. 開発区域の名称

仙台市 区

2. 開発区域の面積

m²

3. 取り下げの理由

開発行為変更事前協議願書

年 月 日

仙台市長

変更事前協議願出人

住 所

氏 名

TEL ()

下記のとおり、年 月 日 第 号で許可を受けた開発行為の変更を行いたく変更事前協議を願い出ます。

開発区域に含ま 1. れる地域の名称	
2. 開発区域の面積	平方メートル
3. 予定建築物の用途	
自己の居住, 自己 4. の業務, その他 の別	
住所 5. 設 計 者 氏名	TEL ()
住所 6. 工事施行者 氏名	TEL ()
7. 変 更 の 理 由	
8. 変 更 の 内 容	

(注) 開発行為の変更の概要(「変更の理由」「変更の内容」を除く。)は、変更前(上段()付赤書き)及び変更後(下段黒書き)の内容を対照させて記載すること。

受付年月日・番号	年 月 日	第 号
----------	-------	-----

年 月 日		
<p>変 更 事 前 協 議 書</p> <p>仙台市開発指導要綱第8条及び都市計画法第32条の規定に基づき変更協議願います。</p> <p>変更事前協議願出人 住 所 氏 名 連絡先</p>		
変更事前協議願書 受付年月日・番号	年 月 日 第 号	
1. 開発区域に含まれる地域の名称		
2. 開発区域の面積	平方メートル	
3. 予定建築物の用途		
4. 自己の居住, 自己の業務, その他の別		
5. 設計者住所, 氏名, 連絡先		
6. 工事施行者住所, 氏名, 連絡先		
7. 既存公共・公益施設の有無及び名称	有・無	
同意の内容及び指示事項		

（注）設計説明書〔その1〕及び〔その2〕を添付すること。

8. 新設公共・公益施設の有無及び名称		有・無	
協議項目	協議内容		協議結果
管理予定者			
土地の帰属			
費用の負担 (法第40条3項)			
その他協議事項			
<p>仙台市開発指導要綱第8条の規定により 年 月 日に提出した開発行為の変更事前協議願書に基づく協議，及び都市計画法第32条に基づく同意，又は協議について当該変更事前協議書のとおり成立した。</p> <p>年 月 日</p> <p>変更事前協議願出人 住 所 氏 名 連 絡 先</p> <p>公共・公益施設管理者 住 所 氏 名 連 絡 先</p> <p style="text-align: right;">印</p>			
担当者及び連絡先		内線	

開 発 行 為 許 可 申 請 書

連絡先()

都市計画法第29条(1項・2項)の規定により、開発行為の許可を申請します。 <div style="text-align: right;">年 月 日</div> 仙台市長 許可申請者 住 所 氏 名		※手数料欄
開 発 行 為 の 概 要	1. 開発区域に含まれる地域の名称	仙台市 区
	2. 開発区域の面積	平方メートル
	3. 予定建築物の用途	
	4. 工事施行者住所・氏名	
	5. 工事着手予定年月日	
	6. 工事完了予定年月日	
	7. 自己の居住の用に供するもの、 自己の業務の用に供するもの、 その他のものの別	
	8. 法第34条の該当号及び 該 当 す る 理 由	
	9. その他必要な事項	
※ 受 付 番 号	年 月 日 第 号	
※ 許可に付した条件		
※ 許 可 番 号	年 月 日仙台市 指令第 号	

- 備 考
- 1 宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)第3条第1項の宅地造成工事規制区域内においては、本許可を受けることにより、同法第8条第1項本文の宅地造成に関する工事の許可が不要となります。
 - 2 津波防災地域づくりに関する法律(平成23年法律第123号)第73条第1項の特定開発行為は、本許可を受けることにより、同項の許可を受けたものとみなされます。
 - 3 許可申請者又は工事施行者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
 - 4 「その他必要な事項」の欄には、開発行為を行うことについて、農地法その他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続きの状況を記載すること。
 - 5 ※印のある欄は記載しないこと。

開 発 行 為 協 議 願 書

連絡先()

<p>都市計画法第34条の2第1項の規定により、開発行為の協議を行いたく願います。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>仙台市長</p> <p style="text-align: center;">協議願出者 住 所 氏 名</p>		
開 発 行 為 の 概 要	1. 開発区域に含まれる 地 域 の 名 称	仙台市 区
	2. 開 発 区 域 の 面 積	平方メートル
	3. 予 定 建 築 物 の 用 途	
	4. 工 事 施 行 者 住 所 ・ 氏 名	
	5. 工 事 着 手 予 定 年 月 日	
	6. 工 事 完 了 予 定 年 月 日	
	7. 自己の居住の用に供するもの、 自己の業務の用に供するもの、 その他のものの別	
	8. 法 第 34 条 の 該 当 号 及 び 該 当 す る 理 由	
	9. そ の 他 必 要 な 事 項	
※ 受 付 番 号	年 月 日 第 号	
※ 許 可 (承 認) に 付 し た 条 件		
※ 許 可 (承 認) 番 号	年 月 日 仙台市 指令第 号	

- 備 考
- 1 宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)第3条第1項の宅地造成工事規制区域内においては、本許可を受けることにより、同法第8条第1項本文の宅地造成に関する工事の許可が不要となります。
 - 2 津波防災地域づくりに関する法律(平成23年法律第123号)第73条第1項の特定開発行為は、本許可を受けることにより、同項の許可を受けたものとみなされます。
 - 3 許可申請者又は工事施行者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
 - 4 「その他必要な事項」の欄には、開発行為を行うことについて、農地法その他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続きの状況を記載すること。
 - 5 ※印のある欄は記載しないこと。

協 議 一 覧 表

年 月 日

仙台市長

開発許可申請者（協議願出者）

住 所

氏 名

仙台市開発指導要綱第8条の規定により 年 月 日に提出した開発行為の
事前協議願に基づく協議，都市計画法第32条に基づく同意，又は協議は下記のとおり成立
しました。

記

協議関係課	協議又は同意 事項	事前協議願に基づく 協議の有無		第32条に基づく同意 又は協議の有無	
		協議成立年月日	協議成立年月日	同意又は協議成立年月日	同意又は協議成立年月日
		有・無		有・無	有・無
		年 月 日		年 月 日	年 月 日
		有・無		有・無	有・無
		年 月 日		年 月 日	年 月 日
		有・無		有・無	有・無
		年 月 日		年 月 日	年 月 日
		有・無		有・無	有・無
		年 月 日		年 月 日	年 月 日
		有・無		有・無	有・無
		年 月 日		年 月 日	年 月 日
		有・無		有・無	有・無
		年 月 日		年 月 日	年 月 日

開発行為変更届出書

年 月 日

仙台市長

届出者
住所
氏名

都市計画法第35条の2第3項の規定に基づき、開発行為の変更について、下記により届け出ます。

記

1. 変更に係る事項

2. 変更の理由

3. 開発許可の許可番号 年 月 日 第 号

備考 変更に係る事項は、変更前（上段（ ）付赤書き）及び変更後（下段黒書き）の内容を対照させて記載すること。

変 更 届 出 書

年 月 日

仙台市長

届 出 者
住 所
氏 名

年 月 日 第 号で許可を受けた開発行為について、
下記のとおり変更がありましたので、仙台市都市計画法等の施行に関する規則第8条
に基づき届け出ます。

記

番号	変 更 事 項	変 更 後	変 更 前	変 更 年 月 日
1	氏 名 又 は 名 称			
2	住 所 又 は 主 た る 事 務 所 の 所 在 地			
3	法 人 で あ る 場 合 は 代 表 役 員 の 氏 名			
4	工 事 施 行 者 の 氏 名 若 し く は 名 称 又 は 住 所 若 し く は 主 た る 事 務 所 の 所 在 地			
5	現 場 管 理 者			

(注) 1, 2 及び 3 については、住民票の写し又は法人登記事項証明書を添付すること。

開 発 行 為 変 更 許 可 申 請 書

連絡先()

<p>都市計画法第35条の2第1項の規定により，開発行為の変更許可を申請します。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>仙台市長</p> <p style="text-align: center;">許可申請者 住 所 氏 名</p>	<p>※手数料欄</p>	
開 発 行 為 の 変 更 の 概 要	1. 開発区域に含まれる地域の名称	仙台市 区
	2. 開発区域の面積	平方メートル
	3. 予定建築物の用途	
	4. 工事施行者住所・氏名	
	5. 自己の居住の用に供するもの， 自己の業務の用に供するもの， その他のものの別	
	6. 法第34条の該当号及び 該当する理由	
	7. その他必要な事項	
開発許可の年月日・許可番号	年 月 日 仙台市 指令第 号	
変 更 の 理 由		
※ 受付年月日・番号	年 月 日 第 号	
※ 変更許可に附した条件		
※ 変更許可の許可番号	年 月 日 仙台市 指令第 号	

- 備 考
1. ※印のある欄は記載しないこと。
 2. 「開発区域の面積」の欄は，平方メートルを単位として記載すること。
 3. 「法第34条の該当号及び該当する理由」の欄は，申請に係る開発行為の変更が市街化調整区域内において行われる場合には記載すること。
 4. 「その他必要な事項」の欄には，開発行為の変更を行うことについて，農地法その他の法令による許可，認可等を要する場合には，その手続きの状況を記載すること。
 5. 開発行為の変更の概要（「その他必要な事項」を除く。）は，変更前（上段（ ）付赤書き）及び変更後（下段黒書き）の内容を対照させて記載すること。

開 発 行 為 変 更 協 議 願 書

連絡先()

<p>都市計画法第35条の2第4項の規定により、開発行為の変更協議を行いたく願います。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>仙台市長</p> <p style="text-align: center;">協議願出者 住 所 氏 名</p>		
開 発 行 為 の 変 更 の 概 要	1. 開発区域に含まれる 地 域 の 名 称	仙台市 区
	2. 開 発 区 域 の 面 積	平方メートル
	3. 予 定 建 築 物 の 用 途	
	4. 工 事 施 行 者 住 所 ・ 氏 名	
	5. 自己の居住の用に供するもの、 自己の業務の用に供するもの、 その他のものの別	
	6. 法 第 34 条 の 該 当 号 及 び 該 当 す る 理 由	
	7. そ の 他 必 要 な 事 項	
開発許可の年月日・許可番号	年 月 日 仙台市 指令第 号	
変 更 の 理 由		
※ 受 付 年 月 日 ・ 番 号	年 月 日 第 号	
※ 変更許可（承認）に附した条件		
※ 変更の許可（承認）番号	年 月 日 仙台市 指令第 号	

- 備 考
1. ※印のある欄は記載しないこと。
 2. 「開発区域の面積」の欄は、平方メートルを単位として記載すること。
 3. 「法第34条の該当号及び該当する理由」の欄は、申請に係る開発行為の変更が市街化調整区域内において行われる場合には記載すること。
 4. 「その他必要な事項」の欄には、開発行為の変更を行うことについて、農地法その他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続きの状況を記載すること。
 5. 開発行為の変更の概要（「その他必要な事項」を除く。）は、変更前（上段（ ）付赤書き）及び変更後（下段黒書き）の内容を対照させて記載すること。

工 事 着 手 届 出 書

年 月 日

仙台市長

届 出 者

住 所

氏 名

都市計画法に基づく開発行為について、下記のとおり工事に着手したので届け出ます。

記

許 可 年 月 日	年 月 日	第 号
開 発 区 域 の 名 称		
工 事 着 手 年 月 日	年 月 日	
工 事 完 了 予 定 年 月 日	年 月 日	
工 事 施 行 者	住 所	
	名 称 又は 氏 名	TEL
現 場 管 理 者	住 所	
	氏 名	TEL
※ 受付および処理欄		

- (注) 1 ※欄は記入しないこと。
 2 主要な工事の工事工程表を添付すること。
 3 電話番号は緊急時に連絡可能なものを記載すること。

工事完了届出書

年 月 日

仙台市長

届出者 住所
氏名

都市計画法第36条第1項の規定により、開発行為に関する工事（許可番号 年 月 日
仙台市指令第 号）が下記のとおり完了しましたので届け出ます。

記

1. 工事完了年月日 年 月 日

2. 工事を完了した開発区域

又は工区に含まれる地域の名称

※ 受付番号	年 月 日 第 号
※ 検査年月日	年 月 日
※ 検査結果	合 否
※ 検査済証番号	年 月 日 第 号
※ 工事完了公告年月日	年 月 日

備考 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び、代表者の氏名を記載すること。

2 ※印のある欄は記載しないこと。

◇土地利用一覧表，確定図，公共・公益施設概要書，工事写真を添付すること。

公共施設工事完了届出書

年 月 日

仙台市長

届出者住所
氏名

都市計画法第36条第1項の規定により，開発行為に関する工事（許可番号 年
月 日仙台市指令第 号）が下記のとおり完了しましたので届け出ます。

記

- 1 工事完了年月日 年 月 日
- 2 工事を完了した公共施設が存する開発区域
又は工区に含まれる地域の名称
- 3 工事を完了した公共施設

※ 受付番号	年 月 日 第 号
※ 検査年月日	年 月 日
※ 検査結果	合 否
※ 検査済証番号	年 月 日 第 号
※ 工事完了公告年月日	年 月 日

備考 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び、代表者の氏名を記載すること。

2 ※印のある欄は記載しないこと。

◇土地利用一覧表，確定図，公共・公益施設概要書，工事写真を添付すること。

工事完了公告前の建築（建設）承認申請書

年 月 日

仙台市長

申 請 者
住 所
氏 名

都市計画法第37条第1号の規定により，開発行為に関する工事完了公告前の建築（建設）を承認されたく申請します。

記

開 発 許 可 の 概 要	1	開発許可を受けた者の 名称または氏名	
	2	許可年月日番号	年 月 日 仙台市指令 第 号
	3	開発区域に含まれる 地域の名称	
4		工事の進捗状況	
建 築 （ 建 設 ） の 概 要	5	建築（建設）しよう とする土地の所在	
	6	建築（建設）しよう とする土地の面積	m ²
	7	建築物（特定工作物） の構造及び規模	
	8	建築物（特定工作物）の用途	
	9	工 期	年 月 日 ～ 年 月 日
申 請 の 理 由			

開発行為に関する工事の廃止の届出書

年 月 日

仙台市長

届 出 者 住 所
氏 名

都市計画法第38条の規定により，開発行為に関する工事（許可番号 年
月 日 第 号）を下記のとおり廃止しましたので届け出ます。

記

- 1 開発行為に関する工事を廃止した年月日
年 月 日
- 2 開発行為に関する工事の廃止に係る地域の名称
仙台市 区
- 3 開発行為に関する工事の廃止に係る地域の面積
m²
- 4 廃止の理由

備考 ◇届出者が法人である場合においては，氏名はその法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

地位の承継届出書

年 月 日

仙台市長

届出者
住所
氏名

下記のとおり許可に基づく地位を承継したので、都市計画法第44条の規定により届け出ます。

記

開発許可の概要	許可を受けた者の 氏名又は名称	
	許可年月日及び番号	
	許可を受けた地域の名称	
被承継人の住所 及び氏名又は名称		
承継年月日		
承継の理由		

地位の承継承認申請書

手数料

年 月 日

仙台市長

申請者
住所
氏名

下記のとおり開発許可に基づく地位を承継したいので、都市計画法第45条の規定により申請します。

記

開発許可の概要	許可を受けた者の 氏名又は名称	
	許可年月日及び番号	年 月 日 第 号
	開発区域に含まれる 地域の名称	仙台市 区
	被承継人の住所及び 氏名又は名称	
	権利を取得した年月日	
	取得した権利の内容	

(注) この申請書には、仙台市都市計画法等の施行に関する規則第13条に掲げる図書を添付すること。

建築物の特例許可申請書

年 月 日

手 数 料

仙台市長

申 請 者
住 所
氏 名

下記のとおり市街化調整区域内において建築物の建築を行いたいので、都市計画法第41条第2項ただし書の規定により申請します。

記

開 発 許 可 の 概 要	許可を受けた者の氏名又は名称					
	許可年月日及び番号					
	許可を受けた際の建築物の制限の内容	建築物の用途	敷地面積に対する建築面積の割合	建築物の高さ	壁面の位置	その他建築物の敷地、構造及び設備
許可を受けようとする建築物の内容						
建築物を建築する土地の所在及び面積	所在				面積 ㎡	
許可申請の理由						

予定建築物等以外の建築物等の建築等許可申請書

年 月 日

仙台市長

手 数 料

申 請 者

住 所

氏 名

下記のとおり予定建築物等以外の建築物等の建築等を行いたいので、都市計画法第42条第1項ただし書の規定により申請します。

記

開 発 許 可 の 概 要	許可を受けた者の 氏名又は名称		
	許可年月日及び番号	年 月 日	
	予 定 建 築 物 (特定工作物)の用途	仙台市 指令第 号	
	工事完了公告年月日	年 月 日	
建築物等の建築等を行う 土地の所在及び面積		所在	面積 m ²
予定建築物等以外の建築物等の新築（新設）、改築又は用途変更後の建築物（特定工作物）の用途			
変 更 理 由			

建築物の新築，改築若しくは用途の変更
又は第一種特定工作物の新設許可申請書

都市計画法第43条第1項の規定により， 〔建築物第一種特定工作物〕の 〔新築 改築 用途の変更 新設〕の許可を申請します。 年 月 日 仙台市長 許可申請者 住所 氏名		※手数料欄
1 建築物を建築しようとする土地，用途の変更をしようとする建築物の存する土地又は第一種特定工作物を新築しようとする土地の所在，地番，地目及び面積	仙台市 区	
2 建築しようとする建築物，用途の変更後の建築物又は新設しようとする第一種特定工作物の用途		
3 改築又は用途の変更をしようとする場合は既存の建築物の用途		
4 建築しようとする建築物，用途の変更後の建築物又は新設しようとする第一種特定工作物が法第34条第1号から第10号まで又は令第36条第1項第3号ロからホまでのいずれの建築物又は第一種特定工作物に該当するかの記載及びその理由		
5 その他必要な事項		
※ 受付番号	年 月 日 第 号	
※ 許可に付した条件		
※ 許可番号	年 月 日 第 号	

備考 1 ※印のある欄は記載しないこと
 2 「その他必要な事項」の欄には，建築物の新築，改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設をすることについて他の法令による許可，認可等を要する場合には，その手続きの状況を記載すること

[注] 設計者，住所，氏名，連絡先を欄外に記入のこと。

建築物の新築，改築若しくは用途の変更
又は第一種特定工作物の新設協議願書

<p style="text-align: center;">都市計画法第43条第3項の規定により、〔建築物 第一種 特定工作物〕の</p> <p style="text-align: center;">〔新築 改築 用途の変更 新設〕の協議を行いたく願います。</p> <p style="text-align: right; margin-right: 100px;">年 月 日</p> <p>仙台市長</p> <p style="text-align: center;">協議願出者 住所 氏名</p>	
1 建築物を建築しようとする土地用途の変更をしようとする建築物の存する土地又は第一種特定工作物を新築しようとする土地の所在，地番，地目及び面積	仙台市 区
2 建築しようとする建築物，用途の変更後の建築物又は新設しようとする第一種特定工作物の用途	
3 改築又は用途の変更をしようとする場合は既存の建築物の用途	
4 建築しようとする建築物，用途の変更後の建築物又は新設しようとする第一種特定工作物が法第34条第1号から第10号まで又は令第36条第1項第3号ロからホまでのいずれの建築物又は第一種特定工作物に該当するかの記載及びその理由	
5 その他必要な事項	
※ 受付番号	年 月 日 第 号
※ 許可（承認）に付した条件	
※ 許可（承認）番号	年 月 日 第 号

備考 1 ※印のある欄は記載しないこと
2 「その他必要な事項」の欄には，建築物の新築，改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設をすることについて他の法令による許可，認可等を要する場合には，その手続きの状況を記載すること

[注] 設計者，住所，氏名，連絡先を欄外に記入のこと。